

会議等名称	開催日時	令和2年(2020年)11月27日(金) 14時から16時まで
令和2年度 第3回箕面市保健医療福祉総合審議会	開催場所	箕面市立総合保健福祉センター 2階 大会議室
出席者	出席委員:明石会長、内藤委員、徳岡委員、林委員、西野委員、石田委員、岡本委員、 安達委員、岡委員 以上9名 欠席委員:松端委員、斉藤委員、中委員、石井委員、村松委員、山口委員、奥田委員、 高林委員 以上8名	
事務局	【健康福祉部】 北村部長、村田副部長 (障害福祉室) 永井担当室長、池田参事、幸田 (高齢福祉室) 長谷川室長、池本参事、辻参事 (地域包括ケア室) 中村室長、西田参事、森橋参事、後垣内参事 (生活援護室) 大越室長 (健康福祉政策室) 橋本室長、木村参事、奥野 (広域福祉課) 坪田担当室長 【市民部】 (介護・医療・年金室) 川口室長 【子ども未来創造局】 (子どもすこやか室) 片山室長、吉田総合保健福祉センター分室長 以上20名	
傍聴者	2名	
<p><資料> (☆は当日資料差替)</p> <p>【案件1】 箕面市地域福祉計画について(健康福祉政策室)</p> <p>資料1-1 第2期箕面市地域福祉計画(素案)</p> <p>資料1-2 パブリックコメント手続実施要項(案)</p> <p>☆資料1-3 健康福祉部の3計画の策定予定</p> <p>【案件2】 箕面市障害福祉計画・箕面市障害児福祉計画について (障害福祉室、子どもすこやか室)</p> <p>資料2-1 第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画(素案)</p> <p>資料2-2 第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画(素案)の概要</p> <p>資料2-3 パブリックコメント手続実施要項(案)</p> <p>【案件3】 箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (高齢福祉室、介護・医療・年金室、地域包括ケア室、広域福祉課)</p> <p>資料3-1 第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)</p> <p>資料3-2 第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)の概要</p> <p>資料3-3 第8期計画における介護保険施設等の整備について(素案)</p> <p>資料3-4 パブリックコメント手続実施要項(案)</p> <p>【案件4】 その他</p>		

<会議録>

【はじめに】

- ◇ 会長あいさつ
- ◇ 出席状況確認(過半数の委員が出席のため会議成立)
- ◇ 配布資料確認

【案件1】第2期箕面市地域福祉計画(素案)について

●事務局からの説明

(健康福祉政策室 資料1-1 ~ 資料1-3 について説明)

●意見等

(石田委員)

2点お尋ねいたします。先ほどのご説明にあったように、前回の指摘や質問が大分整理されたとは思っています。その中で、1つは13頁、これは前回も全体像は出ていたのですが、地域包括支援センターとささえあいステーションの目指す姿がここに掲載されていまして、これを10年かけてになるのか、できるだけ前倒しでやるのか、ということかと思いますが、まず、今の時点でどこまでいっているのか、そのことを確認したいです。

それと、13頁の「包括的支援体制」は「重層的支援体制整備」と読み替えていいのかどうか、ここでは括弧してありますが、言葉として違いは何なのか、違いがあるのかないのかなどわかりやすく説明していただきたいと思います。

2点目は、16頁7行目、「また、『地域共生社会』を実現するためには、地域において生活上の課題を抱える～」とあり、個別支援と地域支援を統合的に展開していく、という箇所は非常にわかりやすくなったと思っています。その次ですが、本市の場合、そういう任に当たるのが地区担当職員であったり、今は生活支援コーディネーターは削除されましたので、ささえあいステーション職員であったり相談支援員になるのですが、これがやはりコミュニティソーシャルワークを進めていくスタッフと考えていいのか、言葉だけのことですが、これを世間ではコミュニティソーシャルワーカーというのではないかと私は思っていますが、そのことが明記されていない理由は何でしょうか。

後で出てくる箕面市高齢者保健福祉計画の106頁には、「生活支援コーディネート機能」と書いてあります。そして、その機能を果たすのが上から2つめの○に「生活支援コーディネーターは、」ときちんとわかりやすく書いてあります。コミュニティソーシャルワーカーの方はきちんとわかりやすく書いてないのが、私にはわかりにくいということです。以上2点です。

(事務局)

13頁の包括的支援体制のところですが、現在も既に包括的支援を行いつつ、ここはおっしゃるような難しいところで、「重層的支援体制」についてはまだ国としてはっきり細かい事業も示されていない中でそこも目指していかないといけません。この計画が10年間であるということも踏まえて、現在も取り組んでいる包括的支援体制から重層的支援も含めた形の充実した包括ケアシステムを作っていくという思いを含めて書いたという項目になっております。

なので、特に後段になってきますが、今後目指す重層的支援体制も含めて本市としての総合相談支援の体制というものがどこを目指していくのか、既にささえあいステーションで目指すべき姿で示されているところと重なっているところもありますので、これがすべての姿ではないですし、

今後 10 年間変わっていくことも想定されますが、今ご提示できるとすると一番イメージをしやすいものであるということと、実際やっている事業と機能がここには記載されていることから、目指すべき姿と包括支援体制と重層的支援も含めた形の今後の取組という位置づけで記載しております。

あと前回ご意見いただきましたコミュニティソーシャルワーカーのところですが、コミュニティソーシャルワーカーという言葉でいきますと 16 頁に記載がありますように、個別支援と地域支援という 2 種類の両方をしていないとコミュニティソーシャルワーカーじゃないのかとか、どちらかだけでもいいのかという定義が決まっているわけではないので、コミュニティソーシャルワーカーという言葉にとらわれずに、本市としてはコミュニティソーシャルワークが必要で、今後充実していかなければならないという記載をしています。ご意見をいただいているように、個別支援か地域支援のどちらか一方をしているのがコミュニティソーシャルワーカーというような明確な書きぶりにはなっていません。今の考え方は、箕面市の場合、コミュニティソーシャルワークをする人はここに示されている人たちですという定義をしています。そこはものすごく難しく、迷うところで、様々な職員をどんどん当てはめていくのがいいのか、逆に現在コミュニティソーシャルワークをしている人たちを「例えばこういう人たちです」と例示した方がいいのかという議論も内部でしましたが、注釈で書くより、ある程度現在コミュニティソーシャルワークを担っている人たちを書いた方がわかりやすいということから、注釈ではなく上段の方で書かせていただいております。きっちりコミュニティソーシャルワーカーを定義しないとイケないのかについては、特段定義しなくてもこの書きぶりでもいいのかな、という判断を今の時点ではしています。

(明石会長)

あと 13 頁のご質問があった、ささえあいステーションの現時点での状況を加えてはどうかというご提案はいかがでしょうか。

(事務局)

以前は今後どうなるかわからないということもあり、逆に現時点でのことを削除してしまったので、もし今後、発行する年の状況の記載がある方がわかりやすいのであれば、現在行っているモデル事業の内容をこちらのページに付け加えて掲載させていただこうかと思います。

(明石会長)

私の意見ですが、このささえあいステーションを市民のかたにわかっていただくという意味では、現に進めていただいておりますので頑張っておって展開しているということを少しご紹介された方がいいかと思います。

(石田委員)

コミュニティソーシャルワーカーと書いたら個別支援をやっているように映るということですか。そもそも、個別支援と地域支援をどういう風に考えているかということですね。全国的な取組では、これは個別支援、これは地域支援と分けられるものではなく、個別支援から地域支援に入りますし、横浜市はそれを融合という言葉を使い、箕面市は統合という言葉を使っており、本来は個別支援だけ、地域支援だけなど相談事が分かれる訳がありません。コミュニティソーシャルワークというと、個別支援だけをするワークと、地域支援だけをするワークに分かれるということが含まれてしまうことになってしまいますが、そういうことはありえないと思います。地域の悩み事、個別であってもそれは決して地域と無縁のものではないし、地域から個人に変える場合もあるので、そこでこだわるのであれば、10 年先を目指すにはなかなか一般の人には理解を求められないと思います。

コミュニティソーシャルワーカーが広がっている時代に、箕面市は広がってなくてこれから始

めるスタートな訳ですから、きっちりと個別支援と地域支援は統合するもの、ということで周知していけば、コミュニティソーシャルワーカーと書いても個別支援しかしないと受け取られることはないと思います。10年のうちに実態を見てこれがコミュニティソーシャルワーカーですと言われるのか。そこでこだわっていてもしょうがないのかもしれませんが。

(明石会長)

大事なところですね。事務局どうですか。

(事務局)

ご指摘のとおり、事務局の思いといたしましても、コミュニティソーシャルワークという働きかけが当然必要で、それを担うプレーヤーがコミュニティソーシャルワーカーという議論をして参りました。当初はコミュニティソーシャルワークを担うコミュニティソーシャルワーカーということで、箕面市の場合は社協の地区担当職員であったり、ささえあいステーションの職員であったり、相談支援員等が担っていますので、その充実等が必要ですよという書きぶりも検討しておりましたので、再考いたします。

(徳岡委員)

今の件に関連して、現在、私の自治会で問題が起こっています。具体には、事業者が障害者のかたの住宅を購入してそこに住んでもらい、送迎をして働いてもらっているようです。その1軒の家だけが自治会から抜けてしまっており、両端に住んでいる人や向かいの人は毎朝そこに迎える車が停まって困っているなど、他にも色々な問題があるのですが、この場合、その問題を解決するのは個人なのか地域なのかということです。そこは事業者が購入する一戸建てですが、今は空き家も多いので、調整などもどのようにするのでしょうか。

(事務局)

地域で暮らすということで、今回は障害があるかたのグループホームのお話かと思います。日常生活上の課題は、障害のあるかたのグループホームに限らず、誰が住んでも起こりますので、どこか特定の人が解決するというのではなく、ご近所で解決できることもあるでしょうし、福祉の専門機関で解決のお手伝いをすることもありましょし、そういうことを地域ぐるみで課題を発見して解決していくということが地域共生社会の目的であり、その相談をしっかりとっていくのが重層的な相談支援体制の責ということで進めていきたいと考えているところです。

(西野委員)

19頁の再犯防止の取組のところですが、私は更生保護女性会のメンバーで、更生保護のボランティアをしております。そこでは、初犯より再犯される人の方が圧倒的に多いと聞いております。その立ち直りを支援するのはとても難しいことで、保護司さん、協力雇用主会さんのお話も聞いてみると、更生しようと少年院から出てきた子どもたちでも、気持ちはあってもやはり受け入れてくれる家庭や地域社会など、今は社会にすごく問題があるように感じていて、そこで挫折してなかなか立ち直りができないという問題を聞いております。今回行政も力を入れて支援することが書いてありますのでとても期待しておりますが、具体的にどのような支援を考えておられるのかお伺いします。

(事務局)

行政としての具体的な再犯防止の取組につきましては、31頁に事業内容を書かせていただいております。この目標に基づいて、健康福祉部だけでなく行政、箕面市として再犯防止に向けた各関係課室の取組を列挙させていただきます。教育委員会の青少年育成室の事業であった

り、健康福祉部の更生保護に関する団体への連携など具体的な内容につきましては 31 頁に書かせていただいております。

(内藤委員)

「みんながつながり支え合う地域づくり」ということで、健康日本 21 の第二次でも地域のつながり、絆が重視されていますが、ここでは福祉分野のつながりが基本となっているかと思います。市として他の分野、例えば健康づくりやコロナに関する市民への啓発やリスクコミュニケーションなども地域のつながりをベースにやると、より好ましい方向へ行くのではないかと思います。

もう 1 つ、地域の防災体制の充実ということで自然災害にはなっていますが、こういう感染症も一種の災害ですので、何か関連性とか、あと福祉で様々な活動をされると思います。そこでの感染症対策は配慮して、コロナが出てくる前と出てからでは生活様式も大分変わりましたので、その辺はあえて触れる必要はないとは思いますが、他で箕面市としてきちんと考えて事業を進めようとしておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(事務局)

社会福祉法の改正に基づき、この地域福祉計画は、子ども、健康、介護、障害分野の上位計画として位置づけさせていただいておりますので、細かい事業につきましては、各計画であったり、各種の取組の中で追っていきたいと思います。今、コロナを含めた感染症への取組といたしましては、ここに明記がないので、考えさせていただきたいと思います。

(明石会長)

それは後で出てくる高齢者保健福祉計画の方にも出てきますね、ありがとうございます。

(徳岡委員)

今コロナの問題が出ましたが、IT ということはこの問題で考えていかないといけないと思います。IT というのは何もコンピュータを使うのではなく、情報をダイレクトに届けるということです。

かつて大阪市の広報には衛生欄というのがありまして、ここに衛生に関する具体的な行動が記載されています。

もみじだよりには衛生欄があるのか、「コロナの時にどう対処しましょう」など、具体的に対処の仕方を書いているものがないので、ダイレクトに届くもの、ホームページは見に行かないと見られないものなので、そうではなくもみじだよりで衛生欄というものを作って、ここに医師会、歯科医師会、薬剤師の人たちが具体的な対処を書いて伝えていく努力が必要ではないか、でないと自粛警察のようなものが生じてトラブルも起こるので、本当に正しい情報をどう伝えるのか、マスコミの情報が足りないと思いますが、ワクチンがいつできるではなく我々がどうすべきかの方が大事だと思うのですが、ここには入らないでしょうか。

IT というのはコンピュータということではなくて、基本は情報を収集した中央がいわゆる一番先端のところまでどうやって情報を届けるかが IT ということです。

(明石会長)

徳岡委員からはもみじだよりには載っていないのではということですけれどもいかがでしょうか。

(事務局)

情報は不足しているかも知れませんが必要なことは各担当から掲載しているのではないかと思います。まさしく情報が届き渡る仕組みづくりということに関しましては、今回の「基本目標 2」のところで掲載しており、どんな風に正しい情報を伝えていくかについて、それぞれの個別の部署が掲げております。具体的な事業についてはその中で展開させていただきたいと思います。

【案件2】箕面市障害福祉計画・箕面市障害児福祉計画について

●事務局からの説明

(障害福祉室、子どもすこやか室 資料2-1 ~ 資料2-3 について説明)

●意見等

(岡本委員)

11頁のところですが、「サービスの担い手となる人材の確保」については、必ず必要になってくると思っておりますので、記載いただいているのが良いと思えました。あと、手帳の所持者数のところには65歳以上と書かれているのですが、障害サービスを実際に利用するかたの65歳以上の人数もわかれば良いという意見があったと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

今ご質問いただきました障害福祉サービスを使っているかたのうち65歳以上の人数ですが、素案の18頁「(6)障害支援区分認定状況」にて令和2年4月1日現在の人数を書いております。こちらは障害福祉サービスをお使いになる際、障害者区分認定の基準になるサービスがございますので、1つ参考になるかと思えます。全体数が818人のうち、65歳以上のかたは100人です。

(岡本委員)

ただ、就労系のサービス等であれば区分は必要がないので、そこが事業所でも高齢のかたの場合、障害サービスのみの利用者なのか、介護と障害の両方なのかわからないので、そちらも検討していただければと思います。

(事務局)

統計を取られるかも含めて検討させていただきます。

(石田委員)

104~105頁の「(5)災害に強いまちづくりの推進」のところでは少し気になったのですが、【第5期実績からの課題】の2番目の●、「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」、「個別支援計画」について一度ここでもう少し説明していただきたいのと、第6期計画での行動目標として、私の認識では「避難行動要支援者名簿」も自治会のかたに渡しても良いことになっていたかと思うのですが、「民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等」と記載があり、福祉会へは社協が伝えるということですが、ここに自治会が抜けているのはどうしてかという2点です。

(事務局)

自治会に関しましては、今まで色々な話があり、ここ最近決まったことなので反映できておりません。実際は石田委員がおっしゃるとおりです。

(石田委員)

では、自治会から名簿提供の要求があったときは「渡せます」と伝えて良いということですね。

(事務局)

はい。

(明石会長)

「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」、「個別支援計画」の説明をいただきたいということですが。

(事務局)

計画内の用語の説明を最後に記載させていただこうと思っておりますが、この頁の注釈に入れることも考えられます。巻末の用語説明には第5期計画の行動目標にも同様の用語説明を記載しましたが、今この場で説明した方がよろしいですか。

(石田委員)

それなら計画への記載で結構です。割とよく聞かれますし、特に障害者の問題なのにそのかたが地域で顔がわからなければなんともできませんので。

(明石会長)

用語の3つの違いがよくわからないということなんですね。

(事務局)

ではこの該当頁に注釈を簡単に区別できるような形で入れられるように検討したいと思います。

(明石会長)

介護保険事業計画や地域福祉計画は下に注釈を入れると聞いているので、それと足並みを揃えていただけたらと思います。

(内藤委員)

本質的な質問かどうかわからないのですが、先ほどお話があった中で自治会の加入率が微減、都市部に関してはかなり下がっており、箕面に関してはあまり下がっていないように思いますが、賃貸マンションなど色々移動が激しかったりすると実際に居住している人の把握が結構難しいのではないかと思います。その辺の対応、あと名簿の個人情報の保護のシステムはどうされているか教えていただければと思います。

(事務局)

質問の主旨としては、個人情報はどうなっているのか、ということよろしいでしょうか。

(内藤委員)

あとは、全市的に実効性のある安否確認体制の構築を進めますとありますけれども、言葉としてはそれが素晴らしいのですが、会社は会社、学校は学校、あるいはその地域でとか色々あるかと思いますが箕面市としては実際安否確認システムをどこまでやろうとしておられるのかということと、名簿が作られることは大事なことだと思うのですが、取扱いによっては流出する恐れもあるかと思うので、その辺はどういう対応をされているか教えていただければと思います。

(事務局)

それでは、計画に記載の3つの名簿について順を追ってご説明いたします。

まず、「要安否確認者名簿」というものが一番対象者数としては多く、全市14,000人程度が名簿登録されています。これらの名簿につきましては、各避難所、箕面市の場合は小学校、一部中学校になりますが、そこの金庫に常時保管されています。発災時には箕面市の地区防災委員会という組織がございますので、役員さん、もしくは災害対策本部の指示に基づき、金庫を開けて、その名簿を使って網羅的に地域の安否確認をするという名簿です。普段は誰も触れない状態になっております。

次に、「避難行動要支援者名簿」につきましては、登録人数が約5,000人いらっしゃいます。こちらは災害対策基本法に基づく名簿になっておりまして、箕面市の場合、石田委員からご質問がありましたとおり、民生委員・児童委員、社協、今でしたら自治会に、個人情報を守っていただくようお願いした上で普段から名簿を提供いたしまして、平常時からのつながりを作っていただき、発

災時には避難の支援が必要なかたへの支援をお願いしたいと考えている名簿でございます。

最後に、「要継続支援者名簿」というのがございます。こちらの所管は健康福祉部になるのですが、こちらは人数が約100名で、かなり絞られています。発災時に何らかの支援がなければ生命の維持が危ぶまれるかたを名簿に登載いたしまして、このかたがたにつきましても、健康福祉部で嚴重に名簿を保管し、発災時には市職員が安否を確認するということになるかと思えます。

(内藤委員)

ありがとうございます。それで大体イメージがつかめました。要するに市民全体、もちろん市としてはそれぞれ確認はしたいけれど、特に支援が必要なかたに対してきっちりとした体制を組んでいると理解してよろしいですかね。

(明石会長)

前回の地震の時も、その100名を市の職員と民生委員さんが不眠不休で確認に回られたと聞いています。ありがとうございます。

(林委員)

どこのくくりになるのか教えていただきたいのですが、いわゆるCOVID-19も含めた引きこもりの問題、これは男女問わずと思うのですが、自立支援、精神通院のかたを福祉計画の中では箕面市としてどういう位置づけで支援していくのかということが計画に盛り込まれていないのか、そもそも盛り込む必要性もないのか、あるいは盛り込んでいく可能性があるのかお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

(明石会長)

引きこもりにも色々な要因が出てきてると思うのですが、今は精神的な障害をもつかたの引きこもりに対してのご質問ですね。

(事務局)

とても大切な課題、社会問題だと思っております。計画上には明確に引きこもりのかたという記載はないのですが、計画ですと、地域福祉計画で「つながりの再構築」という部分でそういうかたがたを支援してまいります。それらの手段としましては、平成27年度から制度化された生活困窮者自立支援法がございますが、そちらで現に生活に困っているかたの支援に入ることなどが考えられるかと思えます。

(明石会長)

それから、86頁には「●地域の相談支援体制の強化」ということで、「複合化・複雑化した課題を抱える事例が増えている」とあり、そういったことへの相談体制を充実していくところに入るかと思えます。

【案件3】箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

●事務局からの説明

(高齢福祉室、介護・医療・年金室、地域包括ケア室、広域福祉課

資料3-1 ~ 資料3-4 について説明)

●意見等

(安達委員)

先ほど林委員からも質問がありましたが、新型コロナの影響は長期化するとますます大きくなっ

ていくということを危惧しております。介護予防でも色々なサービスはありますが、結局皆さんが家から出なければ受けられないという状況かと思っておりますので、今後、例えば在宅での介護予防対策というのは市としてお考えなのでしょうか。また、目次を見ましてもコロナという言葉が一言も出てなくて、128頁に少しだけ付け加えてもらっていますが、市のビジョンとして、大項目とは言いませんが、小項目でも位置づけているということが必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

まず在宅での介護予防ということですが、1つはご承知のようにデイサービスの提供の仕方で、通所されてのサービス提供に支障が出るような状況になってきた場合には、ご自宅を訪問してリハビリも含めたサービス提供ができるという枠組みが国から示されております。

その他、いわゆる一般的な介護予防施策といたしまして、箕面市として今取り組んでおりますのがラジオで、本市の場合はコミュニティFM「タッキー816」がありますので、そちらを活用して介護予防の発信に努めております。

具体的な内容としては、今年度「お口の元気アップ教室」や「歌って笑ってお口の教室」が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全面中止としておりますので、そこで実施予定であった口腔機能の維持向上をテーマにした介護予防の番組発信を実施しております。

次に、項目におけるコロナ対策の書きぶりですが、国の基本指針にも、「災害や感染症対策に係る体制整備」というところに位置づけられています。これを受けて、箕面市の計画の中でも4頁に災害等における支援体制の確立ということで現在書かせていただいております。目次への反映につきましては今後検討したいと思っております。

(明石会長)

他にございませんでしょうか。

(徳岡委員)

今、口腔ケアのことを言っていただきましたが、口腔ケアのことをするのであれば、流行のZoom会議などの形で実施することも必要かと思えます。

あと、138頁にフレイルとありますが、オーラルフレイルも追加してほしいと思えます。オーラルフレイルというのは口腔機能の低下のことで、大阪府の老人歯科健診はオーラルフレイルに対応しております。普通のむし歯や歯周病の健診ではなくて口腔機能や飲み込みについて等もみているので、本当はそれも付け加えてほしいと思えます。

(内藤委員)

徳岡委員がおっしゃられたとおりオーラルフレイルというのは私も入れるべきかと思えますし、普通のフレイルも含めてどこかにフレイルという概念を入れておかれたらいいかと思いました。

またコロナ禍におけるメンタルなところや、フィジカルな運動不足、あるいは食事がおかしくなっているという状況がある中で、在宅の中での支援をどうやってやるかという、先ほど言われていたのは訪問するということでしたが、それは訪問する側の人たちが大変ですし、やはり今の状況で考えるとICTを活用できないか、ハードやネット環境が必要なのですがすぐには難しいとは思いますが、やはりこれが1つのチャンスで、例えば私の大学でもいつか遠隔でできたらいいねと言っておりましたが、やらざるを得なくなったので一気に遠隔の環境が整ったということもあります。今後これが長引くようなら、ここに盛り込むかは別として、自治体としても本気で取り組まれると使い道は色々あるかと思えます。単に一緒に介護予防の運動をするだけではなくて、見守りや連絡にも使えますし、アンケートなどもより取りやすくなると思えます。

(明石会長)

在宅の話はなかなか箕面市だけでできることではなく、全国的に頭を悩ませていまして、妙案も出てこないのですが、地域福祉の場合は往復はがきでお手紙を出して様子を書いて送り返してもらって取組が行われたり、現場では、チラシを作って在宅でどういう風に過ごすか提案するなど、できる範囲で色々と工夫していただいているみたいなので、現場の意見も踏まえて検討していかないといいなのではないかと思います。

(安達委員)

施設整備について、今後公募されて応募を待つ形になるかと思いますが、本当に必要なことであれば待っているのではなく一歩進んでもらって、例えば、箕面市にある事業者に声をかけて相談会をすとか懇談会をすとかいうことをされてはいかがでしょうか。ひょっとしたら「それならやりましょうか」というところが出てくるかも知れませんが、手を挙げない理由が分かるかも知れませんので参考にさせていただきたいと思います。

【案件4】その他

●事務局からの説明 次回の審議会予定について(健康福祉政策室)

●意見等

(明石会長)

ありがとうございました。本日の審議案件は以上でございます。貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございます。以上で令和2年度第3回箕面市保健医療福祉総合審議会を閉会いたします。

以上